

# ご存知でしたか? 住宅用火災警報器設置の「義務」?!

**住宅火災**は、就寝時間と夕食の準備時間に発生する割合が多いのが特徴です。特に、就寝中だと火災の発生に気づきにくく、逃げ遅れて亡くなる可能性が高くなります。この要因を踏まえて、政府は消防法を改正し、平成18年6月1日以降に建てられたすべての新築住宅に**住宅用火災警報器**の取り付けを義務づけたことを、皆さんはご存知でしょうか？

また、この法改正に伴い、各市町村も条例改正し、**既存の住宅(専用・併用問わず)**への設置も義務化となりましたが、ご存知だったでしょうか？

まあ、既存の住宅については「今すぐ」という訳ではありませんが、各市町村ごとに平成20年5月31日～平成23年5月31日までを「**設置完了日**」として広報しています。

## 岩手県の場合

設置完了日	市町村名	取付場所				備考
		寝室	階段	廊下	台所	
平成20年5月31日	一関市・平泉町・藤沢町・奥州市・金ヶ崎町・久慈市・洋野町・野田村・普代村					
平成21年5月31日	遠野市					
平成23年5月31日	上記以外の全市町村					

記号の説明： 設置義務、 設置不要の階で7㎡以上の部屋が5以上ある階の廊下に設置義務、 設置推奨。

### ご購入に際しては、次の点にご注意下さい。

- ・消防職員、市の職員がご自宅に売りに行くことはありません。
- ・特定の業者に販売を委託することはありません。ご近所のホームセンターなどでお買い求め下さい。
- ・条例上「義務」ですが、罰則はなく、火災保険等にも影響はありません。「義務だから買いなさい!」「今買って取り付けないと火災保険料が上がる!」とか言う業者は、きっと**ニセモノ**です!!
- ・**省令基準に合格した製品**を取り付けましょう。右の「NSマーク」が目印です。
- ・設置に資格はいりませんので、**ご自分で取り付けられます**。資格を持った業者が回ってきたら「悪徳業者」かも…?!
- ・**正しい設置場所と必要な個数**で効果が発揮されます。設置位置については「説明書」をよく読み、取り付けましょう。

住宅用火災警報器を設置しましょう



平成18年に発生した住宅火災100件あたりの死者発生率は、住宅用火災警報器が設置されていない住宅火災では7.7人で、住宅用火災警報器が設置されている住宅火災では2.4人となっており、住宅用火災警報器が設置されることにより、**およそ3分の1に減少している**ことが分かります。

さあ、あなたも住宅用火災警報器で、**より安心した眠り**をお求め下さい。

住宅用火災警報器取り付けに関するご相談は**当社でも承っております**。お気軽にお声がけ下さい!!!

参考資料 「岩手県花巻市」ホームページ(<http://www.city.hanamaki.iwate.jp/>)  
「総務省消防庁」ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)